

上関大橋を通行する皆さまへ

○片側交互通行規制とします

《連続して通行できる車両》

- ▶ 普通自動車、二輪車、原動機付自転車、自転車、
2 t 以下のトラック

《橋上を1台ずつ通行できる車両》

- ▶ 2 t を超え5 t 以下のトラック

《許可により橋上を1台ずつ通行できる車両》

- ▶ 車両総重量が8 t を超え14 t 以下の車両（5 t を超え
9 t 以下のトラック、路線バス、し尿収集運搬車等）
柳井土木建築事務所が通行証を発行します。

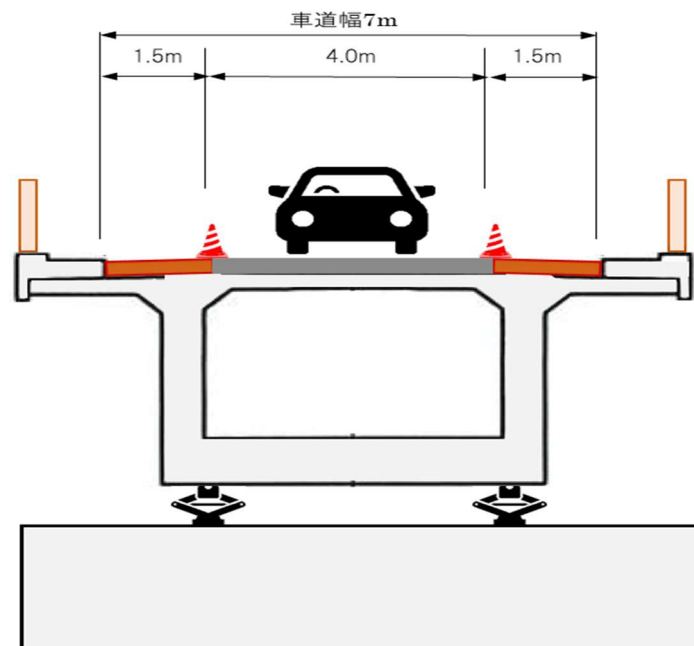
（山口県柳井土木建築事務所 0820-22-0396）

○強風時には従前どおり通行止めとします

（風速 20m/s 以上 人・二輪車、風速 30m/s 以上 車両）

○調査や工事などのため通行止めとすることがあります

なお、橋の状況を把握するため、カメラなどを設置してモニタリングを行います



ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします

山口県